

※ 必要事項を「黄色いセル」に記入してください。 (黄色いセル)

提出日： 令和 5 年 月 日

長崎県土木部建築課長 様

以下のとおり、必要事項を実績等に基づき記入した「令和5年度用 建築物の解体工事实態調査票」を提出します。

【提出者氏名等】

会社名	
建設業許可番号	
代表者氏名	
会社住所	
ご担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

--

▲
■業者固有番号
(6桁の番号)
ご存じの方は記入
してください。
未記入の場合は、
県で記入します。

令和5年度用 建築物の解体工事实態調査票

この調査票の電子ファイルの入手方法は、長崎県ホームページの建築課の「建築物の解体工事实態調査」のページに記載しています。

(長崎県電子申請システムの「令和5年度用 解体工事实態調査」のページでダウンロード可能。)

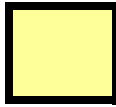
この調査は、令和5年度に「長崎県土木部営繕課」及び「県地方機関の営繕主務課(建築関係の部署)」並びに「長崎県警察本部警務部装備施設課」(以下、「県」という。)が発注する「建築物の解体工事」の指名競争入札で、「公共工事の品質について定めた法律」の「基本理念」に沿った指名業者選定を行うのに必要なデータを収集するために行うものです。

※ ご回答いただけない場合は、指名の際に使用するデータがないため、原則として指名の対象業者にならないことをご了承ください。

1) 建築物の解体工事の入札への参加意思について

令和5年度に、「県」が発注する「建築物の解体工事の指名競争入札」への参加意思を伺います。

回答欄



※ 回答欄に、参加意思の「あり」「なし」をご記入ください。
(プルダウンメニューを使用し、**回答を選択**してください。)

回答欄にご記入ください。(黄色い欄を選択し、プルダウンメニューで記入してください。)

2) 建築物の解体工事の施工実績について

【用語の定義】

建築物の解体工事	建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第3号で規定。）の全部又は一部を取り壊し、建築物の床面積を減にする工事。 (具体的な法令の内容は、末尾に記載の「法令（抜粋）」を参照のこと。)
----------	--

【建築物の解体工事の施工実績対象工事について】

<ol style="list-style-type: none">1) 建築物（建築基準法第2条第1号に定める、「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」）の解体工事のみ。2) 修繕工事や改修工事等での、壁・屋根などの仕上げ材や下地材の撤去は対象外。3) 一度建築物を解体して床面積を減らし、その後新築・増築工事をして床面積を増やす場合は、建築物を解体した工事過程を「解体工事の施工実績」とする。4) 建築物の解体工事を「JV」で受注した場合は、「JV」への出資比率が20%以上の構成員（企業）は、当該企業の子会社としての実績とできる。
--

■ 建築物の解体工事の施工実績 ■

【表1】 建築物の解体工事の施工実績件数をご記入ください。

直近の3年間（R2/4～R5/3）に完了又は完了見込みの建築物の解体工事の施工実績件数を記入。

※ 元請け・下請けで受注した全ての建築物の解体工事(県発注も含む)施工実績が対象。

対象年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	3ヶ年合計
施工実績件数	件	件	件	0 件

【表2】 建築物の解体工事の施工実績の工事概要をご記入ください。

(工事概要： 施工年度、工事名、解体面積、請負金額、元請け下請けの別)

【表1】に記入した建築物の解体工事の工事概要を、元請けで規模（解体面積）が大きいものから順に記入。（最大10件まで）

残った欄に、下請工事の規模の大きいものから記入。（元請け、下請けの施工実績合計で最大10件まで）

No.	年度	(解体) 工事名	解体面積 (㎡)	解体請負金額 (税込)	元請下請の別
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【記入上の注意】

- ① 新築工事や改修工事などに解体工事を含む場合は、工事名の前に「(解体を含む)」と記入すること。
- ② 解体請負金額欄は、受注した工事に解体工事以外の工事種別を含む場合は、解体工事のみの請負金額を記入。
- ③ 下請負の場合は、解体請負金額欄には解体工事のみの下請負金額を記入。

3) 解体機の所有について

【用語の定義】

解体機 (解体用車両系建設機械)	「解体専用機」又は「バックホウ(ドラグ・ショベル)等のベースマシン」に解体用アタッチメントを取り付けたもの。
解体用アタッチメント	ベースマシンに取り付ける次のアタッチメントをいう。 → 圧碎具、つかみ具、ブレーカーユニット等

※ 該当する項目にチェックをしてください。(チェックボックス「□」を左クリック。)

- 解体機は所有していない。
- 解体機を所有(ベースマシンは新JIS 0.8m³(旧JIS 0.7m³)以上の容量のバケットを設置可能)
- 解体機を所有(ベースマシンは新JIS 1.4m³(旧JIS 1.2m³)以上の容量のバケットを設置可能)

【記入上の注意】

- ① 複数の解体機を所有している場合は、装着可能なバケットの容量が最大の解体機のみを記入。
- ② 令和5年3月1日現在、1年以上のリース契約を結んでいる解体機を含む。

● 解体機を所有している場合は、下欄に製造所名、機種名(型式)・能力を記入してください。

解体機のベースマシンの 製造所・機種名(型式)・バケット最大容量	
「解体用アタッチメント」の 製造所・種類・機種名(型式)	

4) 解体工事施工技士の資格所有者について

正社員の中に、解体工事施工技士の資格を持っている方がいるかご回答ください。

【用語の定義】

解体工事施工技士	「解体工事業に係る登録等に関する省令第7条第三号」又は「建設業法施行規則第7条の3第2項」に定める国土交通大臣登録試験の合格者。(解体工事のみの資格)
* 合格者名簿は、(公社)全国解体工事業団体連合会が管理している。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木施工管理技術士、建築施工管理技術士 若しくは 技術士の資格とは異なる資格です。 ・ 「登録解体工事講習」の講習会の修了者は該当しません。 	

※ 該当する項目にチェックをしてください。(チェックボックス「□」を左クリック。)

- 無 (解体工事施工技士はいない。)
- 有 (解体工事施工技士がいる。) ⇒ 有資格者名 : 他 名

※ 上記有資格者の登録番号(8桁)を記入してください。 ⇒ 登録番号 (登録番号の最後の括弧の部分は、記入不要です。)

5) 産業廃棄物処理業の許可について

産業廃棄物処理業の許可の取得状況についてご回答ください。（収集運搬の許可は除く。）

※ 該当する項目にチェックをしてください。（チェックボックス「□」を左クリック。）

- 否（産業廃棄物処分業の許可は受けていない。）
- 中間処理の許可を持っている。
- 最終処分の許可を持っている。

* 産業廃棄物処理業の許可（収集運搬の許可以外）を受けている方は、長崎県、長崎市、佐世保市の**中間処理** 又は **最終処分**の許可番号を下の欄にご記入ください。

◆ 産業廃棄物処分業 許可番号 ⇒

長崎県	
長崎市	
佐世保市	

◇ 調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

【参考】

建築基準法（抜粋）

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物：

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

（略）

建築基準法施行令（抜粋）

（用語の定義）

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（略）

三 構造耐力上主要な部分：

基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

（略）